

弁護士が教える 実は危ない契約書チェック解説講座

～その一語が、命取り！？／危険な契約書が、ひと目でわかる！実践的リーガルチェックのすすめ～

私は、毎日のように契約書のリーガルチェックのご相談（監修、作成等）を受けておりますが、同じような箇所と同じような間違いをしている契約書があまりに多いことにいつも驚いています。そこで、本セミナーでは、「必ずこれだけはチェックして欲しい！」「これをチェックしておけば大怪我はしない！」という実務上の必須チェックポイントをわかりやすく解説したいと思います。また「定型書式だから修正できない」といわれた場合の対策など、私の経験に基づく実践的かつ戦略的なアドバイスもご紹介したいと思います。

●開催要領●

●日 時●2018年 3月15日（木） 13:00～17:00

●会 場●企業研究会セミナールーム（東京：麹町）

講師紹介

銀座櫻井綜合法律事務所 弁護士 櫻井 喜久司 氏

昭和59年早稲田大学法学部卒業。平成7年弁護士登録、銀座櫻井綜合法律事務所所長。第一東京弁護士会では、副会長（平成26年度）、多摩支部長（平成27年度）、常議員、弁護士推薦委員会委員長、総合法律研究所（遺言信託実務研究部会元部会長、会社法研究部会元副部会長、倒産法部会等）を歴任。その他、関東弁護士会連合会理事、民事調停委員、文部科学省原子力損害賠償紛争審査会特別委員等歴任。主な取扱い分野として、企業法務（会社顧問、社外役員、総会指導等）、倒産法務、その他一般民事事件等。主な著書に「役員のための株主総会对策の鉄則」（清文社）、「税理士が知っておきたい議事録・契約書の実務」（共著・清文社）「担当部門別 会社役員の法務必携」（清文社・編集代表）「非公開会社のための会社法実務ガイドブック」（商事法務・編集委員）、「新会社法A2Z 非公開会社の実務」（第一法規・編集委員）等がある。

<受講者特典：当日、テキストとして講師著「弁護士が教える実は危ない契約書」（清文社）を配付します。>

●ご参加頂きたい方●

法務・総務部門に所属され、実務で役立つビジネス契約書のチェックポイントを学びたい新任担当者

■受講料：1名（税込み、テキスト代を含む）

正会員	32,400円（本体価格 30,000円）
一般	35,640円（本体価格 33,000円）

■参加要領

当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。後日、（開催日1週間前～10日前までに）受講票・請求書をお送りします。

*正会員登録の有無など、よくあるご質問（FAQ）は、当会ホームページでご確認いただけます。

（〔セミナー・会員研究会〕→〔よくあるご質問〕）

*お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願い致します。

*最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきますので、予めご了承ください。

*申込書をご送信頂く際はくれぐれもFAX番号をお間違えないようご注意ください。

■お申込・お問合せ先

一般社団法人企業研究会 セミナー事務局

担当/鈴木 E-mail:a-suzuki@bri.or.jp

TEL:03-5215-3513 FAX:03-5215-0951

東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE 2F

当会ホームページよりお申込みいただくのが便利です。

企業研究会 セミナー 検索

※書面にてお申込みの場合には下記申込書をご記入の上、FAXにてお送りください。

171843-0303		実は危ない契約書チェック解説講座	
ふりがな 会社名			
住 所	〒		
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 属 役 職		
E-mail			
ふりがな ご氏名	所 属 役 職		
E-mail			

弁護士が教える 実は危ない契約書チェック解説講座

3/15
(木)

◀プログラム▶

13:00

序：契約書チェックの秘訣

1. 紛争予防・紛争回避のために！
2. 紛争解決のために！
3. 契約書の柱は四つしかない！

【1】 当事者に関するチェックポイント
～誰と誰の契約なのか！～

【2】 表現、形式に関するチェックポイント
～細部と侮ることなかれ！～

1. 曖昧な用語を使用していないか
～曖昧な用語は紛争の火種となる！～
2. 業界用語、専門用語を安易に使用していないか
3. 法律用語、略語の使用は紛争の火種となる！
4. 安易に「協議する」と規定されていないか
5. 「ものとする」という表現を安易に使用していないか
6. 条文間に矛盾はないか

【3】 頻出条項に関するチェックポイント
～これをミスすると大変！～

1. 契約期間に関する条項
 - ・契約期間を明記しないと危険！
 - ・更新条項がないと面倒で煩雑なことになる！
 - ・契約期間途中で契約関係を解消する方法
2. 契約終了に関する条項
 - ・契約の終了原因は規定されているか
 - ・解除条項の解除事由は限定列举か例示列举か
 - ・解除条項はシンプルな形になっているか
3. 損害賠償に関する条項
 - 損害賠償責任の要件が無過失責任になっているか
4. 清算に関する条項
 - 和解契約書（示談書）において清算条項は規定されているか

17:00

講師 銀座櫻井綜合法律事務所 弁護士 櫻井 喜久司 氏

* 当日、講師著「弁護士が教える実は危ない契約書」(清文社)を受講者全員に進呈します。